

福岡県医発第1726号（地）

平成20年11月14日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 横 倉 義 武

（公 印 省 略）

平成20年度福岡県医師国民健康保険組合特定健診の受診について

標記の件につきまして、福岡県医師国民健康保険組合（以下、「医師国保組合」）より別紙のとおり通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

本件は、医師国保組合より発行された特定健康診査受診券は、有効期限が平成20年9月30日とされていたため、本年10月以降に受診することはできませんでしたが、健診の受診率を向上させるため、別紙再発行申請書により受診券を再発行し、10月以降も受診することができることとなったものです。

つきましては、有効期限が平成20年9月30日の受診券で10月以降に特定健診を実施することはできませんので、別添「特定健康診査受診券（再発行）」を必ずご確認の上、健診を実施していただきますよう、貴会内の健診実施機関への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、特定保健指導の契約については、現在、医師国保組合と協議中でありますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

会員福祉担当理事	永田正和
特定健診担当理事	名取一幸
特定健診副担当理事	廣瀬真恵
会長	丸山 泉



福医国発第 182 号
平成20年11月11日

福岡県医師会
会長 横倉義武 殿

福岡県医師国民健康保険組合
理事長 横倉 義武
(公 印 省 略)

平成20年度福岡県医師国民健康保険組合特定健診の受診について（お願い）

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、本組合の事業運営につきましては、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本組合が実施する平成20年度特定健診・特定保健指導の実施につきましては、特定健診については、すでに実施期間が9月30日までで終了しております。しかしながら、今般、より多くの方に健診を受けていただくために、再度別紙要綱のとおり実施することとし対象被保険者（未受診の方々）に通知しております。

つきましては、貴会におかれましても貴会管内医師会へのご周知方につき、よろしくお願い申し上げます。





福医国発第175号

平成20年11月5日

被 保 険 者 各 位

福岡県医師国民健康保険組合
理事長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

平成20年度福岡県医師国民健康保険組合特定健診の受診について（お願い）

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、本組合の事業運営につきましては、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本組合が実施する平成20年度特定健診・特定保健指導の実施につきましては、平成20年6月20日付福医国発第60号にてご案内申し上げ、特定健診については、すでに実施期間が9月30日までで終了しております。

しかしながら今般、より多くの方に健診を受けていただくために未受診の方々に再度、特定健診を別紙要綱により実施することといたしました。

つきましては、本組合被保険者の皆様方の健康管理をより一層向上させていくため、ぜひとも受診下さいますようお願い申し上げます。

特定健診の受診をご希望の場合は、別添の受診券再発行申請書に必要事項をご記入の上、本組合（FAX 092-412-5951）までお申込み下さい。申請書を受理後、受診券を再発行いたしますので、受診券（再発行）が届き次第、質問票と併せて被保険者証をご持参いただき、実施医療機関で受診いただきますようお願いいたします。

なお、

- 1) 平成20年6月20日付福医国発第60号の案内にて先にお送りしております受診券（有効期限が平成20年9月30日となっているもの）は、ご使用出来ませんのでご留意下さい。
- 2) 本年度、既に特定健診を受診されている方は、あらためて特定健診を受ける必要はございませんので、再発行のお申込みは出来ません。
- 3) 「質問票」及び「平成20年度福岡県医師国民健康保険組合特定健診・特定保健指導実施医療機関名簿」については、受診券（再発行）と併せてお送りいたします。

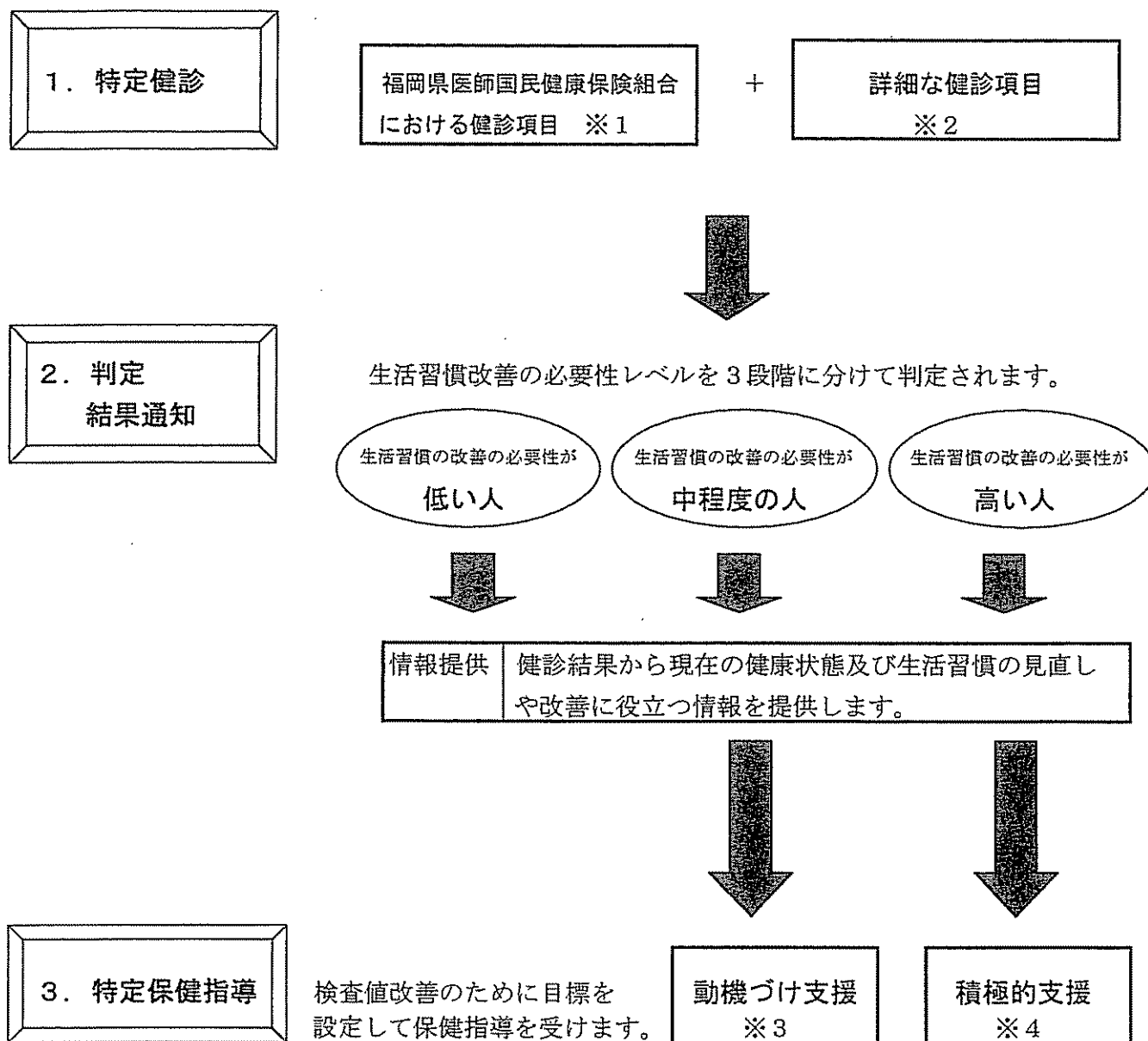
平成20年度福岡県医師国民健康保険組合特定健診・特定保健指導実施要綱

- ◆ 健 診 福岡県医師国民健康保険組合における健診項目及び詳細な健診項目（医師の判断により実施）について実施。
- ◆ 保 健 指 導 健診後、厚生労働省の定めた基準によりで判別（情報提供・動機付け支援・積極的支援）を行い実施。
※階層化された後、特定保健指導該当者の方については、本組合よりご連絡いたします。
- ◆ 対 象 者 40歳～74歳までの全ての被保険者
（甲種組合員・乙種組合員、甲種家族・乙種家族）
※本年度、既に特定健診を受診されている方は、あらためて特定健診を受ける必要はありません。
- ◆ 実 施 期 間 平成21年3月31日まで
- ◆ 実 施 場 所 福岡県医師会に登録された会員医療機関
（「平成20年度福岡県医師国民健康保険組合特定健診・特定保健指導実施医療機関名簿」に記載されている医療機関）

※当組合では、対象被保険者の所属している医療機関（実施医療機関に限ります）で受診することができます。
ただし、その場合、医師がご自身の健診・保健指導を行うことは出来ません。
実施医療機関の登録を希望される場合は、所属医師会までご連絡下さい。
- ◆ 申 込 方 法 受診券再発行申請書に必要事項をご記入の上、本組合までFAXにてお申込み下さい。
申請受理後、受診券を再発行し、質問票、実施医療機関名簿と併せてお送りいたします。
- ◆ 受 診 方 法 受診対象者は、特定健診再発行申請後、送付された受診券（再発行）・質問票と併せて被保険者証を必ず持参し期間内に実施医療機関を受診して下さい。（事前に実施医療機関へ電話等で受診日時などを確認の上、受診して下さい）
なお、受診前に「質問票」をご記入の上、併せて窓口に提出して下さい。

※平成20年6月20日付福医国発第60号の案内にて先にお送りしていた受診券（有効期限が平成20年9月30日となっているもの）はご使用出来ませんので、ご留意下さい。
- ◆ 費 用 この健診等の費用は、本組合で支払いますので、受診者の自己負担はありません。
- ◆ 健 診 結 果 健診を受けた実施医療機関へ来院し、健診結果の説明を受けて下さい。
- ◆ お問合せ先 福岡県医師国民健康保険組合 事務局
TEL 092-431-1987
FAX 092-412-5951

【特定健康診査・特定保健指導の流れ】



- ※1. 福岡県医師国民健康保険組合における健診項目……既往歴の調査、身体計測、理学的検査、血圧検査、
肝機能検査、腎機能検査、血中脂質検査、血糖検査、尿検査
- ※2. 詳細な健診項目……心電図検査、眼底検査、貧血検査
(医師の判断により実施)
- ※3. 動機づけ支援……面接による支援を原則1回行い、6ヵ月経過後に実績評価を行います。
- ※4. 積極的支援……初回時に面接による支援、その後3ヵ月以上の継続的な支援を行い、
6ヵ月経過後に実績評価を行います。

特定健康診査受診券再発行申請書

申請日 平成 年 月 日

被保険者証 記号・番号	記号	福医	番号				
(フリガナ)				生年月日		性別	
対象被保険者 氏 名							
医療機関住所	〒						
医療機関名称							

※本年度、既に特定健診を受診されている方は、あらためて特定健診を受ける必要はございませんので、再発行のお申込みは出来ません。

見
本

特定健康診査受診券（再発行）

2008年（平成20年）10月 1日 交付

受診券整理番号			
氏名			
性別		生年月日	
有効期限	2009年（平成21年） 3月31日		

健診内容			実施 形態	実施 項目	窓口の自己負担			保険者負担 上限額
					負担額	同時実施負担額	負担率	
特定健診	基本項目		個別	○	0円	—	—	—
			集団	—	—	—	—	—
	詳細項目 ※1	貧血	個別	○	0円	—	—	—
			集団	—	—	—	—	—
		心電図	個別	○	0円	—	—	—
			集団	—	—	—	—	—
		眼底	個別	○	0円		—	—
			集団	—	—		—	—
特定健診以外の項目	生活機能評価	生活機能 チェック	個別	—	—		—	—
			集団	—	—		—	—
		生活機能 検査 ※1	個別	—	—		—	—
			集団	—	—		—	—
	追加健診		個別	○	0円		—	—
			集団	—	—		—	—
人間ドック		個別	—	—		—	—	
		集団	—	—		—	—	

※1 基本項目、生活機能チェックの結果により実施します

保険者等	所在地	福岡市博多区博多駅南2丁目9-30 3F							
	電話番号	092-431-1987							
	番号	0	0	4	0	3	0	3	0
	名称	医師国保組合							
公印省略									

契約とりまとめ機関名	集合契約等参加都道府県名は注意事項欄参照
支払代行機関番号 ※3	94099025
支払代行機関名 ※3	福岡県国民健康保険団体連合会

※3 実施機関の所在する国保連合会の番号、名称に読み替えてください

福岡